

『急速充電設備』が対象火気設備等に追加。(火災予防条例改正)

電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の『急速充電設備』について、対象火気設備等の対象として追加されるとともに、『急速充電設備』の特性等を踏まえて、『急速充電設備』を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が改正されました。施行期日は平成24年12月1日です。

また、給油取扱所に電気自動車用の『急速充電設備』を設置する場合の技術上の運用基準も示されました。

数件のお客様で設置をご検討されている事業所の方がいらっしゃると思います。

今般、消防法的にははっきりしましたので、ご参考になさってください。



急速充電設備とは？

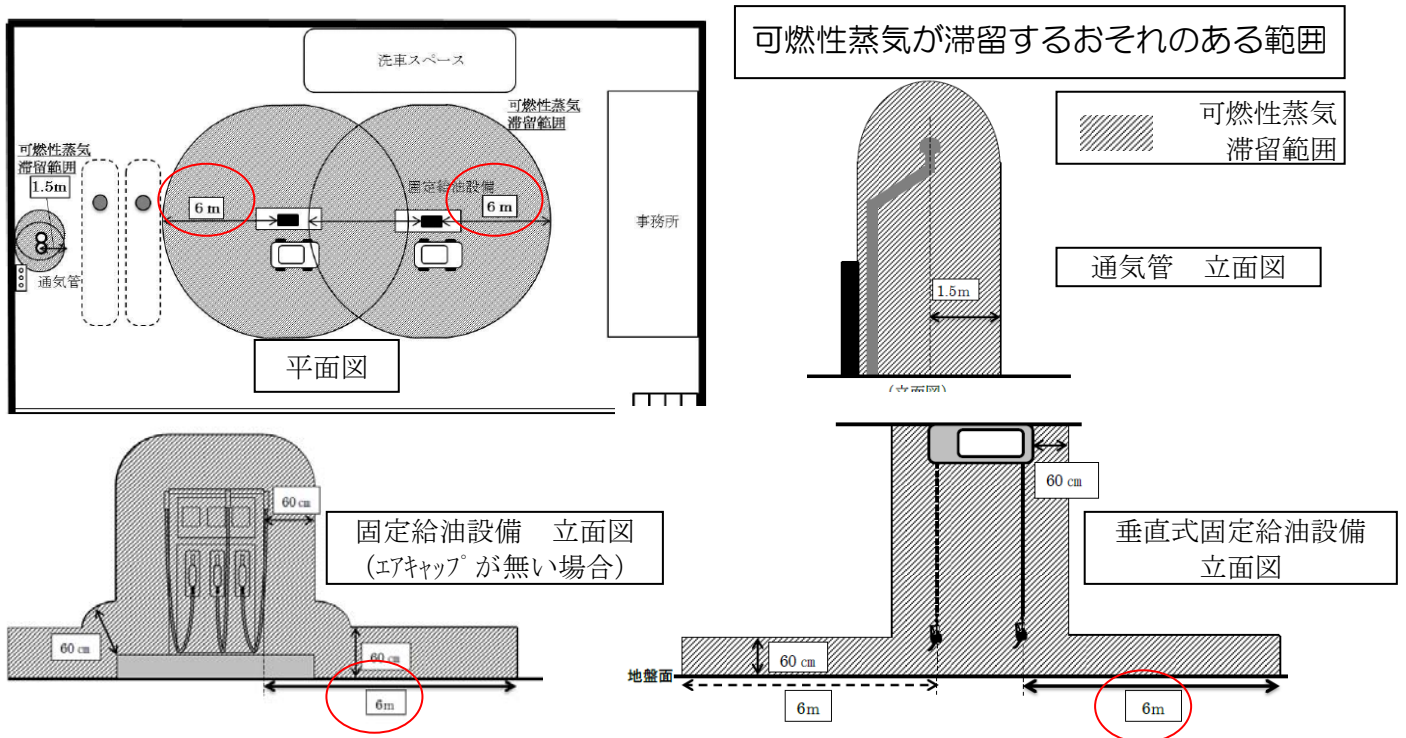
電気自動車はご家庭のコンセントでも充電できますが、充電時間が約5～11時間もかかります。一方、急速充電設備を使うと、15～30分で充電が完了します。本格的な電気自動車の普及と同時に、全国に既存のガソリンスタンドの枠を超えて急速充電設備がどんどん設置されています。

(急速充電設備)

第十一条の二 (火災予防条例(例))

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(給油取扱所における急速充電設備を設置する場合の運用基準)



◆急速充電設備に電源を緊急に遮断できる装置が設けられている場合
 (急速充電設備を監視し、従業員が緊急遮断装置で電源遮断ができる)
 上記可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外に設置すること。

◆急速充電設備に電源を緊急に遮断できる装置が設けられていない場合
 上記可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲の『6m』を『11m』とし、専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大下り勾配となっている直線から水平方向 14m まで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲と、専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m まで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲を可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲とし、当該範囲以外に設置すること。
 ※『可燃性蒸気流入防止構造等の基準』(平成 13 年 3 月)で規定された『可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲』は、今回の範囲に改正されました。(以前は『6m』部が『給油ホース+1m』でした)



「春うらら」